

令和7年6月定例会 総務委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
政策調査課係長	吉田	寛子

説明者職氏名

〔公安委員会〕

警察本部長	堺	瑞崇
警務部長	桑田	弦
警務部参事官兼首席監察官	田中	功
生活安全部長	前川	伸二
刑事部長	平岡	信吾
交通部長	勝瑞	忠
警備部長	田村	聡
警務部企画・サイバー警察局長	坂東	玲
刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱	茨木	基良
警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長	坂東賢太郎	
警務部参事官兼会計課長	富永	健
警務部参事官兼警務課長	富田	勲
生活安全部参事官兼生活安全企画課長	熊野	宏明
交通部参事官兼交通企画課長	南谷	雅彦
警務部監察課長	日下	達也
警備部警備課長	山本	英児

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第11号 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和6年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和6年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第10号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第13号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 警察職員の懲戒処分について

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

桑田警務部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料中の条例案、令和6年度繰越明許費繰越計算書及び令和6年度事故繰越し繰越計算書について、順次、御説明いたします。

まず、説明資料の3ページを御覧ください。

条例案として、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本改正につきましては、本年4月1日、警察法施行令の一部が改正され、警察庁の警察官に対し支給される被服の支給品の品目から夏服スカートが削除されたことに鑑み、本県の警察官に対し支給する支給品の品目について、所要の措置を講ずるものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和6年度繰越明許費繰越計算書について、御報告いたします。

説明資料の4ページを御覧ください。

令和6年度の繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして予定額の議決を頂いておりましたが、資料記載のとおり、警察装備費として、1億3,939万9,700円の繰越額が確定したものでございます。

繰り越した事業につきましては、徳島県警察ヘリコプター検査整備事業になります。

繰越理由につきましては、海外から輸入する整備用部品に納入遅延が生じたためでありましたが、既に納品を終えており、事業は完了しております。

続きまして、令和6年度事故繰越し繰越計算書について御報告いたします。

説明資料の5ページを御覧ください。

繰越額につきましては資料記載のとおり、警察装備費として、2,156万円となります。

繰り越した事業につきましては、事業用操縦士資格取得委託業務事業になります。

この事業は、警察ヘリの操縦士を養成するため、警察官1名の操縦士資格取得を民間に委託したものでありますが、事業者が保有するヘリコプターに不具合が発生したこと等により、昨年度末に予定されていた最終試験が実施できず、年度内に事業を完了することができなかったものになります。

なお、本年4月末に、最終試験を受験し合格となり操縦士資格を取得しており、事業は完了しております。

私からの説明は以上でございます。

田中警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。

交通事故が4件、捜査活動に伴う事故が2件でございます。

お手元の説明資料の6ページを御覧ください。交通事故についてでございます。

1件目は、昨年6月25日、徳島中央警察署員の運転する捜査用車両が交通渋滞で停止中の車両に追突した人身事故で、賠償金額210万2,304円で和解いたしました。

2件目は、昨年12月26日、小松島警察署員の運転する公用車両が駐車場において後退した際、駐車車両に衝突した物損事故で、賠償金額18万5,471円で和解いたしました。

3件目は、本年1月19日、刑事部捜査第一課員の運転する捜査用車両が駐車場において後退した際、駐車車両に衝突した物損事故で、賠償金額26万7,300円で和解いたしました。

4件目は、本年2月25日、三好警察署員の運転する捜査用車両が、きょうあいな山道の緩やかなカーブを進行中、対向してきた車両と衝突した物損事故で、賠償金額3万2,400円で和解いたしました。

次に、説明資料の7ページを御覧ください。捜査活動に伴う物損事故についてでございます。

1件目は、昨年12月14日、徳島中央警察署員が交通事故当事者に事故で損傷した自転車を返還するため一時駐輪していたところ、当該自転車が倒れ、近くにあった駐車車両に衝突した物損事故で、賠償金額9万3,423円で和解いたしました。

2件目は、本年4月1日、徳島板野警察署員が証拠品であるパソコンを保管ケースから取り出した際、付属USBマウスが落下し当該マウスが破損した物損事故で、賠償金額1,980円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

引き続きまして、警察職員の懲戒処分について、御報告いたします。

職員は警察署で勤務する40歳代の男性巡査長であり、本年4月28日、職務けたい及び拳銃等の不適正保管で戒告の懲戒処分を行いました。

処分理由は、令和6年8月23日、徳島阿波おどり空港において警戒警備に従事しなけれ

ばならないところ、拳銃等の装備品を装着したまま自宅に帰ったものでございます。

当該職員は、警察署に出勤後、腹痛がひどくなり用便のため帰宅したものでありますが、上司等への連絡はなく無断で職場を離脱したことで、乗客お一人の手荷物検査が遅れるなど、公務の運営に支障を生じさせました。

また、拳銃携帯時は、亡失防止のため、原則として警察施設内のトイレを使用するよう内規で定めており、当該内規違反についても、職務けたいに併せて処分したものでございます。

職員に対する指導教養と業務管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

先ほど首席監察官から懲戒処分についての報告がありましたが、報道でも拝見し、空港警備に従事する警察官が勤務中に拳銃を持ったまま自宅に帰る事案が発生、当該警察官を懲戒処分にしたとのことですが、拳銃の保管、管理の方法については当然しっかりと決まりがあると思いますが、どのような規定になっているのか教えてください。

田中警務部参事官兼首席監察官

拳銃の取扱いにつきましては、国家公安委員会規則及び本部長訓令通達におきまして必要な事項が定められておりまして、当該規則等に基づき管理体制を整備し、拳銃の適正な保管、管理に努めているところでございます。

また、他府県警察におきまして、コンビニエンスストアなど警察施設以外のトイレに拳銃を置き忘れる事案が断続的に発生したことを受けまして、本部長通達を発出し、同通達により拳銃を携帯したまま用便をする場合には、原則として警察施設内のトイレを使用することといった亡失防止のための措置を講じているところでございます。

当該職員につきましては、警察署や警備派出所のトイレを使用することができたにもかかわらず帰宅し、自分本位に自宅のトイレを使用したものでございまして、自宅トイレを使用することにつきまして、やむを得ない理由があったとは認められなかったことから規律違反と認めたものでございます。

福山博史委員

他県では通り魔事件などの凶悪事件が発生しており、住民にとっては拳銃を所持する警察官の存在は非常に心強いところではありますが、職務怠慢はもとより拳銃の不適切管理に係る事案が発生してしまうと、警察に対する信頼を揺るがすことになりかねません。

この度の発生原因について、県警察としてどのように考えているのか、また再発防止に向けて、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

田中警務部参事官兼首席監察官

本件につきましては、当該職員の職責に対する自覚が欠けていたこと、並びに幹部職員による業務管理が十分でなかったことが原因であると考えてございます。

このため、警察職員が職務を遂行する際に守るべき基本的な職務倫理や服務規程、拳銃の適正保管につきまして、改めて全ての警察官に指導教養をいたしましたほか、幹部職員に対しては、適正な業務管理の徹底について指示したところでございます。

本事案によりまして乗客や空港関係者に御迷惑をお掛けしたところでございまして、指導教養と業務管理を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

福山博史委員

用便のため自宅に帰ったとのことであり、個人の資質の問題もあるかもしれませんが、職場に対して一時帰宅するとの報告を一言していれば、対応の仕方が変わったのかもしれませんが。警察業務の特殊性から組織での対応が非常に重要だと考えます。改めて拳銃管理の指導教養等を徹底していただくとともに、報告しやすい職場環境になるよう環境改善にも取り組んでいただきたいと思います。

立川了大委員

私からは働き方、環境の改善というか、昨年の夏ですけど、警察官の方が仕事にサングラスが掛けられるようになったというのがございました。最近、現場の警察官の方々が働きやすくなるように職場の改善がなされてきているということで、これは非常に良いことだと私は思っております。

その中で、先ほど警務部長から説明がございましたが、警察官の被服条例が改正されて、女性警察官の夏服のスカートが廃止されるということでありました。

このスカートを廃止するに至った経緯をまず教えてください。

それと、これは夏のスカートということですが、冬服などはどうするのかも併せて教えてください。

富永警務部参事官兼会計課長

女性警察官が警察活動を行うに当たりましては、機動性を重視いたしましてズボンを着用しているという実態がございました。スカートはほぼ使用されていなかったところでございます。

このことを踏まえまして、警察庁が本年 4 月 1 日、関係法令を改正いたしまして、女性警察官のスカートについて、夏服のほか、冬服及び合服の 3 種類全てを廃止したところで

あります。

これを受け、関連規定といたしまして本条例を改正することとなり、本県におきましても、全てのスカートが廃止されることとなったものでございます。

立川了大委員

スカートの使用がほぼなかったということであります。

報道でも拝見しましたが、他県では警察官が勤務中にネクタイを着用しないことを認めたり、交番また駐在所内で在所勤務する際は脱帽を可とするなどの運用をとっているということでありました。

また、夏服がポロシャツになるとの報道もありましたが、徳島県警におかれてはどのような対応を検討されているのか、検討されている内容があれば教えてください。

富永警務部参事官兼会計課長

本年4月、警察庁における関連規定の改正によりまして、先ほど答弁いたしましたようにスカートの廃止があったところでございますが、それと併せまして暑熱対策につきましても定められたところでございます。

具体的には、地域警察官等が活動服で勤務する際のネクタイ着用の省略を可能とすることや、交番、駐在所内での勤務に服する場合、脱帽を可能とするものでございまして、現在、本県の関連規定の改正手続等を進めているところでございます。

さらに、夏の時期においても活動しやすいよう通気性の高いポロシャツ型の夏服上衣につきましても、国家公安委員会規則で新たに規定されたところでございまして、本県におきましても、この導入に向け必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

立川了大委員

交番内でも脱帽やポロシャツの導入などを考えられているとのことですが、確かに近年、夏場は非常に暑い日が多い年が続いておりまして、熱中症になる方が増えてきております。

特に、警察官の方は事件事故への対応で、街頭で活動する時間が非常に長くなっています。全国的に、警察官が活動中に熱中症の症状を訴えて救急搬送されたり、体調不良になったりするケースがあるとお聞きしております。

そのような過酷な環境の中で、県民のために活動する警察官の命や健康を守るために、県警察として進めている施策などがありましたら教えてください。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

平均気温の上昇に伴いまして猛暑日や熱帯夜が増加している中、警察活動における暑熱対策を適切に講じることは、警察職員の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも重要な課題と認識しております。

そこで県警察では、これまでも水分補給等を目的とした制服警察官によるコンビニエンスストアへの立ち寄り、各種警察活動への飲料水の携行のほか、紫外線対策としてのサングラスの着用を認めていたものでありますが、今年度からは業務の形態等により様々な冷却グッズの着用についても検討を行っているところであります。

今後とも県民の御理解を得ながら、職員一人一人が暑熱対策を適切に講じることで職員の健康を守り、また警察活動の能率的な遂行を確保してまいりたいと考えております。

立川了大委員

県警としても様々な暑熱対策を進められていることが分かりました。

警察官の活動は県民の安心・安全に直結いたします。夏の非常に暑い中、警察官が少しでも職務に従事しやすいように、お話の中でございました冷却グッズ、例えば私は実家が左官業ですけども、現場に行く時に、10年くらい前からあったのですが、ここにファンが付いている、ファン付きの作業着がありまして、あれをすると体感温度が全然違います。なので、ファン付きの作業着みたいな効果的な暑熱対策の装備品の導入や柔軟な制度づくりをお願いして、終わりたいと思います。

眞貝浩司委員

立川委員から装備品とか制服の件がありましたが、今の制服、夏服は綿100%なのか。

富永警務部参事官兼会計課長

冬服は綿もありますが、特に夏服は麻が混ざっていたりして、かなり涼しく感じるような構造になっております。

眞貝浩司委員

麻が入っているというお話なんですけど、制服の生地は、全国で統一した生地になるのですか。

富永警務部参事官兼会計課長

委員御指摘のとおりで、全国共通の仕様となっております。

眞貝浩司委員

提案みたいなものを上げたらどうですか。ユニクロ、メーカーを言ったらあれですけど今、エアリズムとか、各繊維会社が主に夏用に向けた繊維をどんどん開発しているではないですか。

そういう良いものができているのだから、そういうもので制服にしていいただいたらもっと楽になるだろうし、やりやすいだろうと思うし、そういう提案をしていったほうがいいのかと僕は思うのです。

これは意見だけで答弁は結構です。そういう考えのほうがどんどん良い装備品といいですか、制服もそういうふうにできるだろうし、環境も良くなると思うので、いろいろな御意見は、固定観念にとらわれず、良いものが出たらそういう提案をどんどん上げていったほうが良いと思いますので、意見だけ述べさせていただきます。

達田良子委員

説明いただきました何点かについて、質問をさせていただきます。

1点目は県警のヘリコプターのことですけれども、部品が届かなくてその間休んだということですが、県警のヘリコプターは年間を通じてどういう活動をされて、何回ぐらい出動されているのか、その状況を教えていただけたらと思います。

山本警備部警備課長

県警ヘリの活動についてであります。主たる任務は大規模災害などが発生した際に、被災状況の把握や被災者の救出、救助などの災害活動において重要な役割を果たしております。

さらに、パトロール、遭難者の捜索救助のほか、被疑者の追跡など、地上のみでは困難な各種警察活動を高速性、高視界性等のヘリコプターの特性を生かし、上空から支援することを任務としております。

続きまして、警察ヘリの出動状況についてですが、令和6年中航空隊の運航につきまして、総運航時間は約333時間、飛行回数は236回でした。

主な内訳としましては、上空からの警ら活動が186時間109回、各種犯罪捜査支援が19時間27回、行方不明者や遭難者の捜索救助が33時間23回になっております。

達田良子委員

大変重要な役割を果たしているということですが、県警ヘリは1台だけですか。

山本警備部警備課長

委員がおっしゃるとおり1機運用となります。

達田良子委員

部品が来て検査ができて、これから動くようになりましたということですが、休んでいる間に、もし今おっしゃったような重要な捜査や犯罪捜査、救援・救難活動が起きたときに、どういう体制をとっているのでしょうか。

山本警備部警備課長

出動要請のあった事案の緊急性や必要性などを検討した上で、四国などの近隣府県の警察に対して応援要請を行っております。

このうち捜索救助事案につきましては、県民の生命、身体の保護という点で県の防災ヘリと任務が重なりまして、日頃から相互に連携して活動を行っているため、県警ヘリの不在時には県の防災ヘリが出動しております。

達田良子委員

防災ヘリが出動してくださることなのですね。安全・安心の体制をきちんとしていただきたいと思います。

次に、交通事故の関連で、交通事故の損害賠償ということで、おけがをなさった方、あるいは車を傷つけてしまったというのがあるのですが、今回の報告でバックしていて当

たったというのがあるのですけれども、警察の車両にはバックする時のモニターは付いているのでしょうか。

富永警務部参事官兼会計課長

警察におけますバックモニターの整備状況につきましては、資材運搬車や輸送車などの大型車両、あるいはワゴン車などの車高の高い車両、あるいは駐在所等の一人で乗車することが多い車両などに優先的に設置しているところでございます。

本年6月1日現在、県警察が管理いたします四輪車約500台のうち、6割強の車両にバックモニターを設置しておるところでございます。

達田良子委員

6割強に付いていると、あとの4割は付いていないということですよ。

今は、大体車を買いますと、付けない場合もありますけども、私みたいな運転が下手な者でも後ろを見るのにバックモニターで見えていますけど、これから付けておくべきではないかと思うのです。人間がしっかりと気を付けて、サイドを見て、後ろを見てというのが一番のことですけれども、そういう機器があるのですから、機器も導入して、より安全性を高めるのも大事なのではないかと思うのですが、整備していく計画はございませんでしょうか。

富永警務部参事官兼会計課長

バックモニターの今後の予定につきましての御質問でございます。

バックモニターにつきましては、委員御指摘のとおり後退中の事故防止に非常に有効であると考えておりますことから、今後も順次整備を進めてまいりたいと考えておるところです。

達田良子委員

一般車両に大体付いているものは是非付けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと一番大きな事故で人身事故がありますけれども、この方はけがの様子、健康状態は大丈夫なのですか。

日下警務部監察課長

専決処分報告の1件目にございました人身事故についてだと思えますけれども、当該当事者の方につきましては、治療が終わり賠償の示談が終了したということでございます。

達田良子委員

是非とも活動中に事故が起こらないように気を付けていただきたいのと、先ほど申しましたように機器が利用できるのであればきちんと整備していただいて、安全度を高めていただきたいということをお願いして、終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時06分）